

## Ⅳ 学校生活について

### 1 校内生活

#### (1) 服装と所持品

- ① 服装は、下記のとおり定められたものを着用します。  
男 子：黒の詰襟の標準服に所定のボタン、袖ボタンをつけます。  
女 子：本校所定の制服を着用する。また左胸には、必ず胸章をつけます。  
頭髪については、男女とも極端に長くすることや染色や脱色をしたり、パーマをかけたりすることを禁止します。また、ピアスなどの装飾品の着用、マニキュアや化粧をすることを禁止します。
- ② 靴は、運動靴、ビニール靴、または革靴を使用します。  
下駄、サンダル、ハイヒールなどでの登校は禁止します。けが、その他やむを得ない場合には、生徒課に届けて「異装許可願」を提出してください。
- ③ 生徒手帳（生徒証明書）は大切に取り扱い、常時これを携帯してください。
- ④ 学校生活に不必要なものは持参してはいけません。また所持品には、必ず学年組氏名を記入し、貴重品は身辺から離さないでください。学校行事や体育時などで教室を離れる際は、所定の個人ロッカーを利用し、盗難にあわないよう各自充分注意してください。（必ず施錠）
- ⑤ 個人ロッカーの使用については別に定める「ロッカー使用上の注意事項」を守ってください。

#### (2) 通 学

- ① 登校時刻は午前8時25分まで、下校時刻は  
夏 期（4月～10月）：午後6時40分  
冬 期（11月～3月）：午後6時10分（部活動については別に定めます。）  
したがって、上記時間以降に学校に留まったり、休日に登校したりすることは原則として認めません。ただし、部活動顧問やHR担任等、先生の付添いのある場合を除く。土・日曜日および祝日に課外活動を行う部、HR、その他のグループは、部活動顧問またはHR担任の許可を得て、その旨を生徒課へ届け出てください。  
平常時の午後5時には下の図の×印の出入り口は施錠されますので、校舎外に出るときには○印の出入り口から出てください。（○印の出入り口は、平日午後7時、土日は午後5時以降に自動施錠されますが、×印の出入り口は、自動的に施錠されません。）



- ② 下校の際は、教室の消灯および戸締まりをしてから帰ってください。
- ③ 下校時間が普段より遅くなる場合には、必ず電話、その他の方法で家族に連絡してください。
- ④ 自転車通学（原則として、「付表」に示す境界線以遠に限り許可します）を許可された生徒は、ステッカーを購入し、自転車に貼り付けてください。許可なく自転車で通学してはいけません。
- ⑤ 傘さし運転は道路交通法により禁止されていますので、雨カッパを必ず着用してください。
- ⑥ 自転車は、必ず所定の場所に整頓し、施錠してください。
- ⑦ 高P連の自主規制（三ない運動）に従って、在学中のバイク、自動車等の運転は厳禁です。したがって、バイク、自動車等の如何なる運転免許証の取得も認めません。ただし、学校がやむをえないと認めた者、就職内定者（三年次冬季休業日から）で、学校長の許可を得た者のみ免許の取得を認めます。

### (3) 欠席・欠課と早退・外出

欠席する場合は、あらかじめHR担任まで連絡してください。公認欠席については事前に、忌引・出席停止については、事後すみやかに所定の用紙により、HR担任および教科担任に届け出てください。（所定の用紙は教務課から受け取るか、HPからダウンロードしてください。）1週間以上わたる病気欠席については、医師の診断書を添え、「長期欠席届」を提出してください。

登校後は、放課後まで原則として外出してはいけません。やむをえず外出・早退をする場合は、所定の手続きをしてください。（所定の用紙は生徒課または担任から受け取ってください。）

### (4) 環境整備

- ① 校舎・校具などの公共物を大切にし、清潔・整頓に留意してください。  
ガラス、その他の器物等を破損・汚損した時は、すみやかに処理し、HR担任または所属している部活動の顧問に届け出て指示を受けてください。
- ② 特別教室への移動が必要な授業の関係でHR教室を使用しないとき、および放課後は必ず電灯を消してください。
- ③ 掃除当番は、放課後、担当区域の清掃を行ってください。
- ④ クラブボックスおよびその周辺は部員が、常に清潔を心がけ清掃をしてください。また、体育時の更衣等はクラブボックスでははいけません。（始業から放課になるまで、クラブボックスの使用は禁止します。）
- ⑤ 教室ではごみを分別してください。（燃えるごみ・プラスチックの2種類）燃えるごみ、プラスチック類は指定袋に入れて、図書館棟1階北側のストックヤードへ出してください。ビン類・缶・ペットボトルは各自が生徒ホールへ出してください。  
\*その他、上記に属さない蛍光灯・割れたガラス等は、直接ストックヤードに出してください。
- ⑥ 防火器具、避難器具、火災報知機には、必要なとき以外は絶対に手を触れないでください。
- ⑦ 冬期HR教室でのストーブの取り扱いについては、係より出される注意事項を守ってください。
- ⑧ 行事等で体育館に入・退場する場合、両サイドに並べてあるみざら前で外靴を脱ぎ、非常口から入退場してください。

### (5) その他

- ① HR・部等の行事として合宿・キャンプ等の活動を行う場合は、「課外活動許可願」を提出して許可を受けてください。
- ② 生徒から金銭を徴収する必要がある場合、HRにあってはHR担任、部にあっては部顧問、その他の場合は、生徒課の許可を受けてください。
- ③ 土曜・日曜、祝日に課外活動を行う部、HR、その他のグループの責任者は、事前に土、日、祝日課外活動届を生徒課へ提出してください。
- ④ 盗難・遺失物は、すみやかにHR担任および生徒課に連絡してください。
- ⑤ 在学証明書、学生割引証、通学証明書の申請は、期日の前日までに事務室へ提出してください。
- ⑥ その他の諸届については、生徒手帳を参照してください。

## 2 校外生活

- (1) 外出する時は、必ず行先・目的・帰宅時間を家族の者に告げて出てください。夜間は、とかく事故が起こりやすいので、外出はなるべく控えてください。特に外泊や深夜11時以降の外出は厳に慎んでください。(滋賀県青少年健全育成条例による)
- (2) 交通事故はいつ起こるかわかりません。被害者はもちろんのこと、加害者になることがないように、常に交通規則を守り、不慮の災難にあわないように充分注意をしてください。  
万が一の事故に備えて、自転車の保険に必ず加入しておいてください。  
滋賀県公立高等学校 P T A 連合会の自主規制  
【三ない運動：「バイクに乗らない。免許を取らない。買わない。」】  
の趣旨により、オートバイ等に乗ることや無免許運転は絶対してはいけません。  
交通事故の場合は、すみやかにHR担任に届け出てください。
- (3) 一般成人向きの遊戯場・映画館または、いかがわしい飲食店等に立ち入ってはいけません。かけごと、不良交遊、また飲酒・喫煙・暴力行為、その他生徒の本分にそむく行為は絶対してはいけません。また、暴力行為や痴漢、恐喝等の被害にあったときは、すぐにHR担任に届け出てください。
- (4) アルバイトは原則として禁止します。家庭の経済的理由等、やむをえずアルバイトをする場合は、保護者の副申書を添え、担任を通じ生徒課に申し出てください。
- (5) 自己・保護者に事故のあった時は、すみやかにHR担任に報告してください。
- (6) 校外団体への参加は慎重にし、事前にHR担任に相談してください。なお学校の名において校外の団体に加盟、交渉し、または行事に参加する場合は、必ず生徒課の許可を受けてください。